

令和 6 年度

指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(共通編 1)

大阪市福祉局障がい者施策部

本研修(集団指導)の実施について

目的 関係法令・制度の趣旨・目的の周知及び理解の促進
算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など

対象 原則として4月1日現在、指定（登録）を受けている全事業者

＜受講確認方法＞

研修動画視聴後、大阪市行政オンラインシステムにて受講報告  受講完了

大阪市行政オンラインシステムの受講報告がない場合、未受講扱いとなります。

目次(共通編 1)

1. 運営指導及び監査の流れ

2. 業務管理体制の整備と届出

運営指導とは

(1) 目的

- サービスの質の確保と向上
- 利用者の尊厳の保持や人権擁護
- 適正な介護報酬等の請求等

(2) 運営指導の種類

- 一般指導 全ての事業者の中から計画的に実施
- 随時指導 下記の対象について、個別に実施（事前通知がないこともある）
 - ・ 苦情・通報等があったもの
 - ・ 市町村から情報提供のあったもの
 - ・ 過去の指導事項について、改善が不十分であり、再度の運営指導により改善が見込まれるもの

運営指導の指導事項について

1. 運営指導及び監査の流れ

本市職員が、事業所の所在地等において、関係書類の閲覧とヒアリングを行い、運営指導及び報酬請求指導を行う。

【運営指導】

関係法令及び指定基準に照らし、適正な運営が行われているか確認し、適切でない場合は指導する。

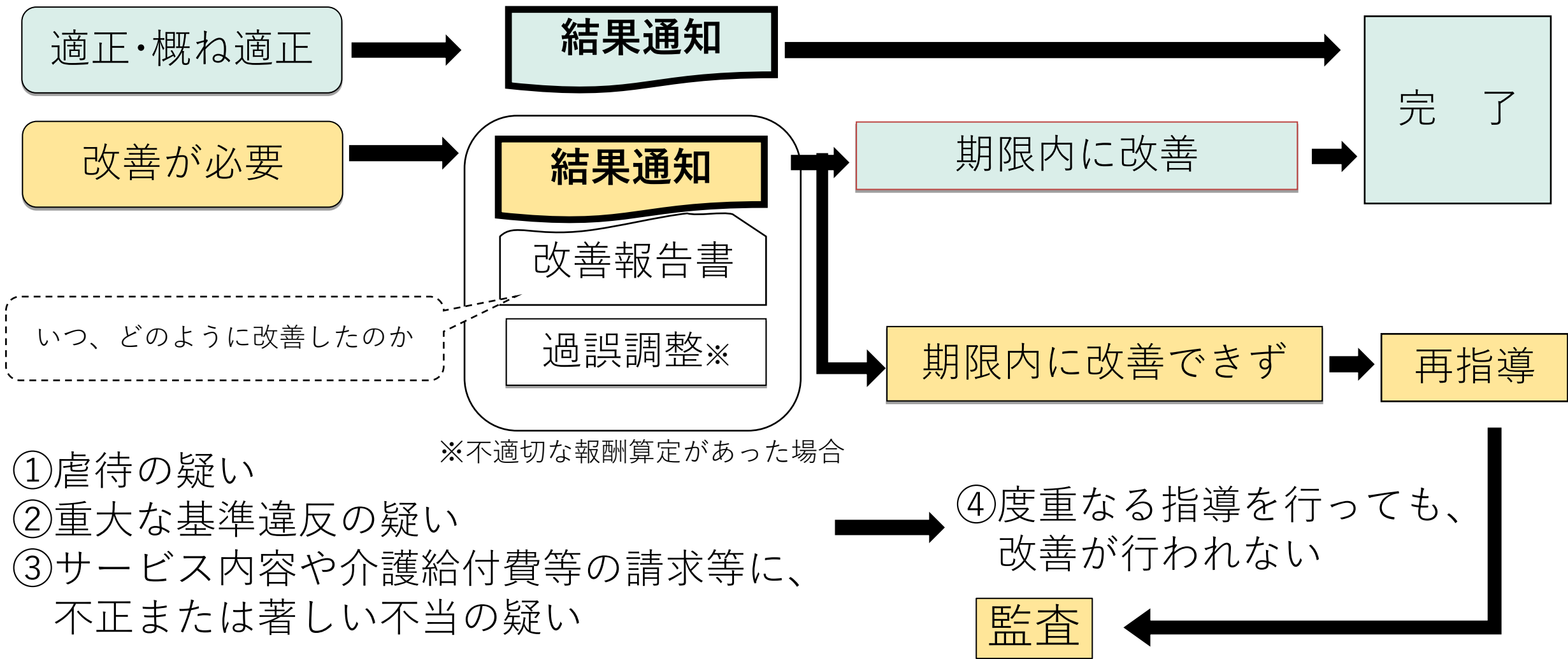


【報酬請求指導】

報酬基準等に照らし、介護報酬等の算定要件や必要な人員の体制が確保されているか等を確認し、適切でない場合は指導する。

※ 指定事務受託法人の職員が、関係書類の閲覧とヒアリングにより運営及び報酬請求の確認を行うこともあります。

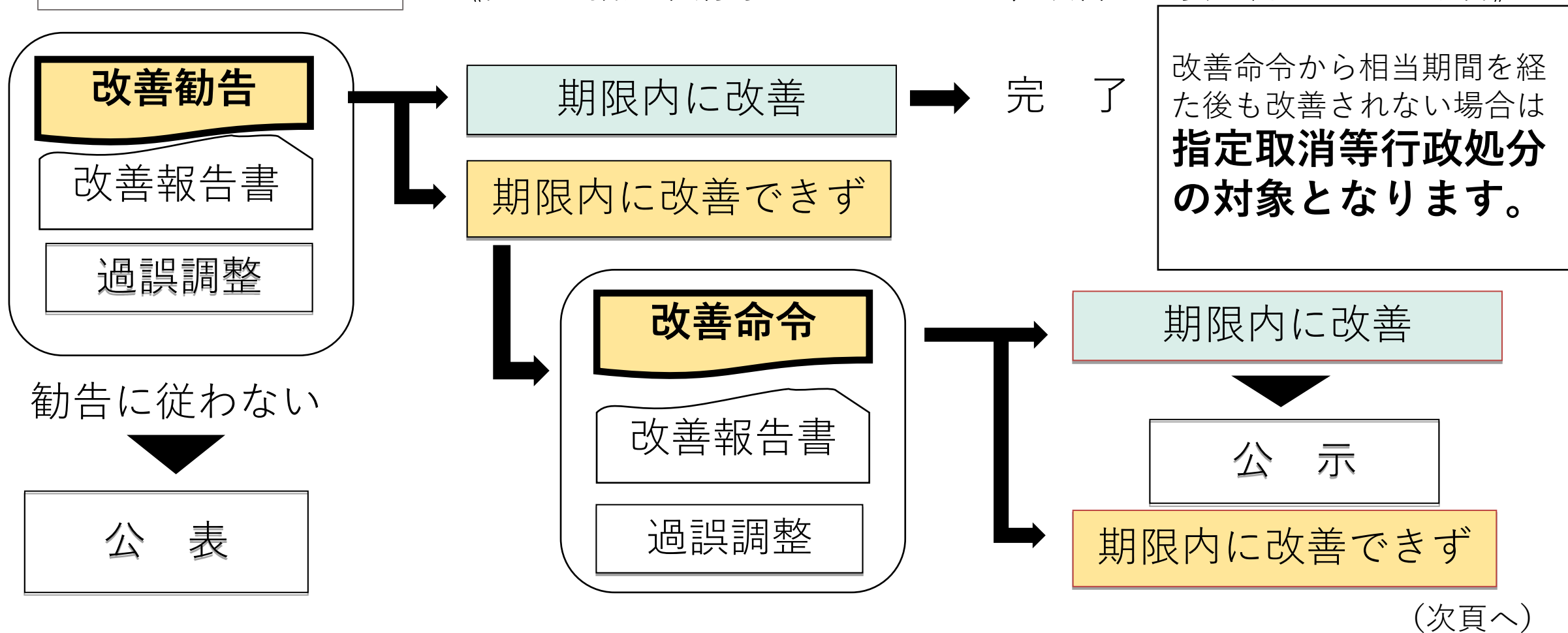
運営指導後の流れ



1. 運営指導及び監査の流れ

監査後の流れ 1

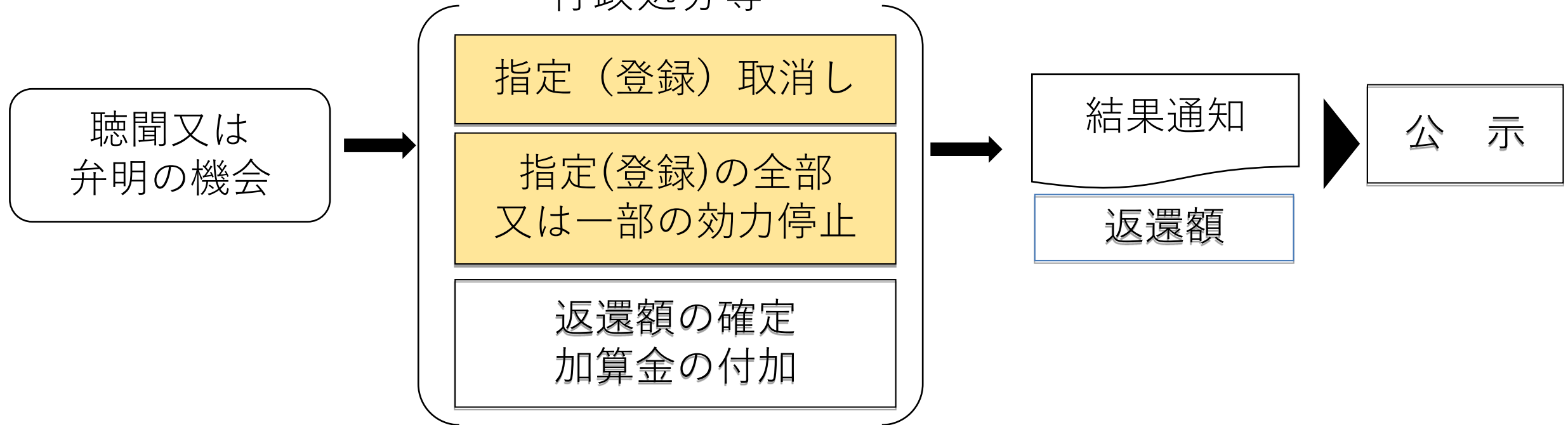
《直ちに指定取消等には至らないが、改善が必要と認められる場合》



監査後の流れ 2

《指定取消等の事由に該当する場合》
行政処分等

1. 運営指導及び監査の流れ



取消処分により欠格事由該当者となる者

- ①法人の役員
- ②その事業所を管理する者（管理者等）

目次(共通編)

1. 運営指導及び監査の流れ

2. 業務管理体制の整備と届出

(1) 事業者が整備する業務管理体制について

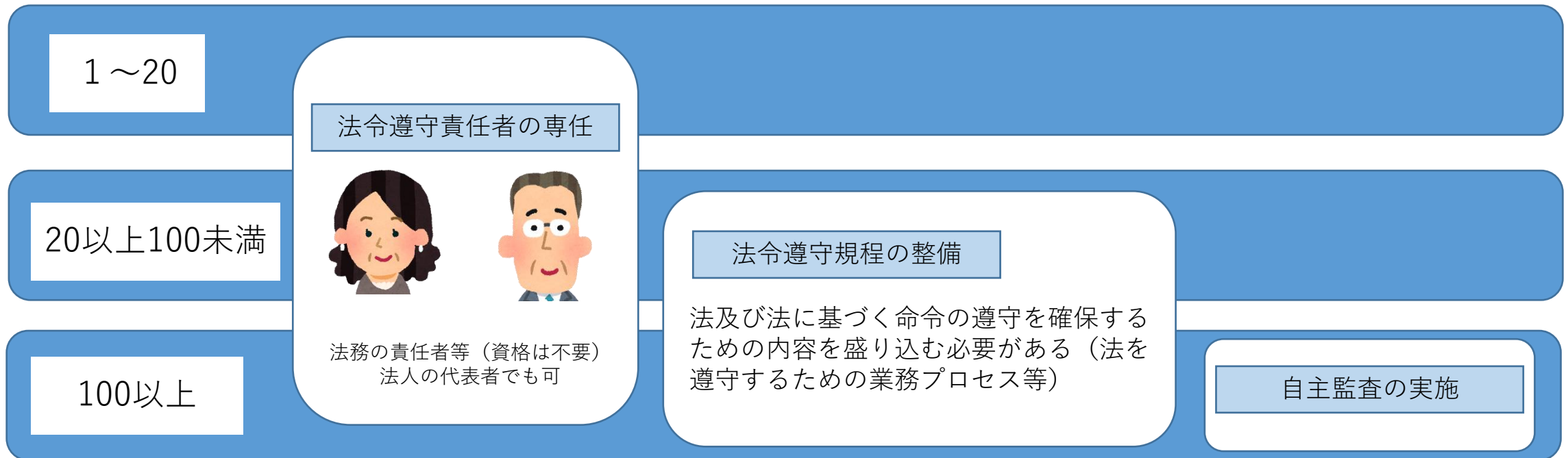
(2) 業務管理体制に関する事項の届出について

2. 業務管理体制の整備と届出

(1) 事業者が整備する業務管理体制について

法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。
(平成24年4月1日～)

事業所の数



2. 業務管理体制の整備と届出

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の届出について

届出先について	
2以上の都道府県に事業所等が所在	厚生労働省（社会・援護局企画課）
大阪市内に全ての事業所等が所在	大阪市（福祉局運営指導課）
上記以外の事業者	大阪府（福祉部生活基盤推進課）

届出は業務管理体制の整備に関する根拠条文ごとに行う必要があります。

※例えば、就労継続支援A型の事業所と障害児通所支援事業所のような、業務管理体制の整備に関する根拠条文が異なるサービスを経営している場合、複数の届出が必要となります。

就労継続支援A型の事業所：障害者総合支援法第51条の2

障害児通所支援事業所：児童福祉法第21条の5の26

※介護保険制度における業務管理体制の届出と混同しないように気をつける必要があります。

共通編1は以上です。
共通編2にお進みください。

